

# 自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 374

2018年(平成30年)4月25日発行  
 発行所: 自由同和会大阪府本部事務局  
 堺市堺区宮原町西1丁目2番2号 三葉ビル3F  
 電話(072)224-1111  
 発行人: 阪本孝義  
 定価一部300円 年費6000円(送料込み)  
 振込: 三菱UFJ銀行堺支店(普)0016138

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

**自由同和会第33回全国大会**  
 日 時 平成30年5月23日(水) 午後2時~4時  
 場 所 自由民主党本部901会議室(9F)  
 東京都千代田区永田町1-11-23  
 (電話) 03-35581621

記念講演  
 テーマ: 「人権教育・啓発の今日的課題」  
 講師: 京都産業大学文化学部教授 瀬本 昌久  
 参加費 3,000円(資料代含む)

## 中央本部理事会 4月6日開催 第33回全国大会日程決定



中央本部理事会が4月6日(金)大阪ガーデンパレスに於いて開催され、第33回全国大会日程が5月23日(水)に決定されました。



自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会、平成30年度第一回の理事会を大阪ガーデンパレスにて午後3時より開催されました。  
 前会長・理事長の上田藤兵衛(京都府本部長)に、新旧交代の敬意を表し、阪本孝義会長・理事長より握手を求められ和やかに引き継がれました。

## 自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会 平成30年度第一回の理事会開催

## 平成30年度要望書への大阪市の回答(抜粋)

1 高村洋文市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 高村洋文市長の決意表明

同和問題に関して、差別被害やインターネット上での差別的な書き込みなど、悪質な差別事象が生じており、市民意識調査の結果を見ても、結婚や住宅の選択に際して忌避意識が依然として残っています。

本市としても、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題を是れとす。さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談など、さまざまな取組みを推進しています。

また、平成28(2016)年12月16日には「部落差別解消推進法」が公布施行されたところであり、国や大阪府と連携しながら、今後とも引き続き、同和問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2 (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立により新たな施策は講じられるのか。また、新規事業や一般財源に工夫を加えた事業があれば報告されたい。市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、さまざまな取組みを進めているところであります。

平成28(2016)年12月16日に「部落差別解消推進法」が公布施行されましたが、本市としましては、引き続き国や大阪府と連携しながら、同和問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2 (2) 昨年度、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう働きかけられたい。市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

国に対しては、「人権教育・啓発に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、普及かつ効果的な人権教育・啓発の推進、「人権教育・啓発事業の実施に支障 が出ないよう地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実」及び「児童・高齢者・障がい者 等に対する虐待、こどものいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を活用したいじめや同和地区の所在地域の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの人権侵害行為」を防止するとともに、人権侵害による被害者全救済のために、実効性のある人権救済に関する法制度の早期確立」などを大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、同法に基づく目的施策等について、国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策(相談体制の充実、教育・啓発、部落差別の実態にかかわる調査)の内容の早急な提示と、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置 等について要望を行っています。

2 (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実施調査の実施を求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その実施の上、平成28年度に発生し、大阪市・大阪府教育委員会が把握している同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。また、国の機関である法務局などの様に連携が行われているか明らかにされたい。市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

大阪府が把握している平成28(2016)年度の差別事象は65件で、その内、同和問題に関しては29件、民族に関しては27件、障がい者に関する29件、その他4件となっています。

同和問題に関する29件の内訳は、書き込みが18件、電話が5件、発言が2件、ヒアが3件、結託が1件となっています。

このような事象は、今なお数多く存在する偏見や差別意識、忌避意識によるものであり、差別事象発生状況を分析し今後の課題を検討することが、啓発を推進するうえで非常に重要であると認識しています。

また、法務局に対して、部落差別事象をはじめとする人権侵害事象について案件に応じたすみやかに情報提供を行うとともに、必要に応じて法務局や大阪府と人権侵害事象への対応について協議を行うなどの連携を図っています。

教育委員会が把握しております、各学校における平成28(2016)年度の同和問題に関する差別事象は、2件でございます。いずれも児童生徒の同和問題に関する十分な理解がない中で事象であり、各学校においておきましては、こうした事象をきっかけとして、教職員による共通理解、学級・学年の子どものための指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の 精神の醸成に努めているところでございます。

また、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、法務省及び文部科学省より通知があり、これを受けまして、教育委員会としまして各学校に法律公布・施行の周知を図るよう、通知いたしました。今後とも障がいの指導・助言等に基づきながら、部落差別の実態にかかわる調査、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

2 (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。また、職員の見解状況についても明らかにされたい。ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓発・相談センター

本市は、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、平成21(2009)年3月に「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しました。

本計画では、日常生活でもなじみの深い車道を走らせる様子に例えて、標語「人権の視点! 100!」、通じるべし「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓発)、エアバッグ(人権相談・救済)とし、この4つの柱により具体的な取組みを推進しています。

「人権の視点! 100!」については、全所において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年、PDCAサイクルによって評価・改善を行う「人権の視点! 100! 実行プログラム」を策定し、取組みを進めています。

「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策の進捗がどのようにになっているかを市民

に分りやすく示すため、人権啓発の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめたものを、毎年改訂し、公表しており、平成29年度版についても現在改定作業中です。

「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として開設した大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して 地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、人権侵害の救済に向けた効果的な支援を行っています。

これら「大阪市人権行政推進計画」に基づき取組みについては、市長を本部長とする全庁的推進組織である人権行政推進本部を活用して全庁的に情報の共有を図るとともに、各部署においても、実行プログラムの策定や所属内研修を通じて職員への周知を行っているところであります。

今後とも「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、「人権が尊重されるまち」をめざして、効果的な事業を展開していきます。

2 (5) 同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓発について、この間、後退している感が拭えない。部落差別の解消の推進に関する法律」の成立で、後退傾向に歯止めがかかるとと思われる。そこで次の4点について明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓発・相談センター

① 学校における人権教育の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

教育委員会は、大阪市教育委員会「人権教育・啓発推進計画」実施計画に基づき、すべての学校園において、「学校園における「人権教育・啓発推進計画」実施計画」の作成を 指示し、人権教育をカリキュラムの中に明確に位置づけ、年度末にはその評価も行ってあります。集約・評価にあたっては、個別の人権課題に対する取組状況、教材等も含めて把握し、必要に応じて指導・助言を行ってあります。また、各学校園が、人権教育にかかわる世界的な動きや国の動向、このたびの「部落差別の解消の推進に関する法律」を含めた様々な法律の公布・施行、本市の取組等をふまえて作成するよう、作成上の留意点をまとめた「人権教育をすすめるために」を示しており、効果的な事業を展開していきます。

今後とも「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、「人権が尊重されるまち」をめざして、効果的な事業を展開していきます。

② 平成28年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

市民局 人権啓発・相談センター

人権相談については、人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談者とともに解決方法を考え、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門の相談機関を紹介・連携するなどの方針で、相談者の自主的解決を支援しています。また、市民の利便性向上のため、区役所等への出張相談も実施しています。

加えて、相談事業の早期解決につなげていくため大阪弁護士会との連携のもと、適時、弁護士からの法的助言を受けることのできる体制を構築しているところであります。平成28(2016)年度の人権相談実績としては、4,220 件あり、その内容としては、障がいのある人に関する相談が多くなっています。

区役所においては、市民にとって身近な人権相談窓口を開設し、人権啓発をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。

区における平成28(2016)年度の人権相談実績は20件あり、その内容としては、障がいのある人からの相談をはじめ、DV被害に関するもの、近隣トラブル等、様々な相談が寄せられており、人権に関する様々な問題が重なり合う場合の窓口としての役割も担っています。

今後とも、本市として、相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携強化、多様化する人権問題に適切に対応していくための各区相談担当者への人権問題研修やケーススタディの実践を通じた職員のスキルアップを行うなど、相談機能の充実に努めてまいります。

2 (6) 大阪市の義務教育の実施と進捗状況を明らかにされたい。

子ども青少年局 人権・幼児教育センター 教育委員会事務局指導部 初等教育担当幼児教育グループ

一人ひとりの子どもが、人権に関する知識理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権をまもり、発展させる実践力を育成する人権教育を推進するために、人権尊重の観点に立った学校教育を推進するとともに、家庭・地域と連携した取組を進めています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、将来、子どもたちが自立し、その能力と可能性を十分に発揮できるよう、「生きもの」の 基礎をばくく保育・教育の推進に努めています。

「自尊感情」とともに「直感を大切にする心」や「自然や生命を大切に守る心」を育てる中で「問題解決力」をばくく、一人ひとりの人権を大切に保育・教育の充実、教育の充実、を期しています。

平成29(2017)年4月に幼児教育施設における幼児期の教育、保育の一環の観点の向上に資する施策の中心的役割を担う「大阪市保育・幼児教育センター」を開設し、公立・民間の保育所、幼稚園等と連携しながら、幼児教育・保育や子育て支援に関する調査・ 研究を行うとともに、教職員・保育士等の研修、幼稚園・保育所連携事業等の支援を行っています。

2 (7) 小中一貫教育の現状と新たな学校としての「義務教育学校」の現状を明らかにされたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 教育委員会事務局 総務部 教育政策課

本市では、平成23(2011)年3月に「大阪市小中連携推進プラン」を策定し、各小・中学校が児童・生徒の義務教育5年間にわたる学びと育ちを豊かにしていくために、小・中学校が児童、生徒の発達段階に応じて、学習内容や方法などでの一人ひとりの教育的ニーズに効果的に対応し取り組むこととしています。

